

お取引時の確認方法の変更について

現在、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引目的等の確認(お取引時確認)をさせていただいておりますが、同法が改正され、平成 28 年 10 月 1 日から、お取引時の確認方法等が次のとおり変更となります。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更

お取引時の確認をさせていただく際に、健康保険証や年金手帳等、顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

2. 法人のお客さまのお取引担当者の確認方法について

ご担当者さまが法人のお客さまのためにお取引を行っていることの確認について、社員証等による在籍の確認はできなくなり、委任状や事業所へお電話等の方法により確認させていただきます。

3. 法人のお客さまの実質的支配者の確認について

直接または間接に議決権の 25%超を保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能な個人の方の氏名、住所、生年月日等を確認させていただきます。

4. 外国の政府等において重要な公的地位[※]にある方等とお取引時の確認について

外国の政府等において重要な公的地位にある方(または過去、その地位にあった方)およびそのご家族の方ならびにこれらの方が実質的支配者である法人のお客さまとお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

※外国において、元首や日本の内閣総理大臣その他の国務大臣・副大臣、衆参両議員の議長・副議長、最高裁判所の裁判官、統合幕僚長・統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職、中央銀行の役員の職にある方等が対象になります。

ご留意事項

- ・ 追加で書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・ お取引時確認が出来ない場合は、お取引をお断りすることがあります。
- ・ 過去にお取引時確認がお済みのお客さまについても、確認させていただく場合があります。
- ・ 詳細は、窓口にお問い合わせください。
- ・ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に関することや改正の詳細につきましては、警察庁(JAFIC)ホームページ<<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>>をご覧ください。

以上